

高年齢求職者給付金を 受けようとするみなさまへ

高年齢求職者給付金を受けることができる人は

1. 雇用保険の被保険者期間が一定以上であること。

離職の日以前 **1年間**に賃金支払基礎日数 **11日以上**の月が**6ヶ月以上**あること。

2. 失業の状態にあること。

- ① 積極的に就職しようとする意思(気持ち)と
- ② いつでも就職できる能力(健康状態、家庭環境等)があるにもかかわらず
- ③ 職業に就くことができない状態にある場合(これを雇用保険で「失業」といいます。)に支給されます。

したがって、就職する意思がない人、すぐに就職できない人、すでに就職している人などは高年齢求職者給付金は受けられません。

高年齢求職者給付金を受けるための手続

高年齢求職者給付金を受けようとする人は、あなたの住所又は居所を管轄する安定所(裏面安定所一覧表参照)で、求職の申込み、及び、受給手続きを行ってください。

なお、安定所に来所される際は、次のものを持参してください。

- 離職票－1 氏名や口座番号などを記入してください。個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
- 離職票－2
- 次の①個人番号及び②身元(実在)確認書類をお持ちください。
 - ①個人番号確認書類(いずれか1種類)
個人番号カード、個人番号通知カード、
個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - ②身元(実在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。
なお、(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
 - (1) 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、
官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - (2) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳など
- 払渡希望金融機関指定届又は本人名義の預貯金通帳(ゆうちょ銀行を含む)
- 印鑑(ネーム印、ゴム印、スタンプ印等不可)
- 写真 2枚(縦3cm×横2.5cm程度の正面上半身のもので最近撮影されたもの)

高年齢求職者給付金の支給される時期は

高年齢求職者給付金は、離職後、最初に安定所に来所して求職の申込みを行い、高年齢受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないといと支給されません（これを待期期間といいます。）。そして、次のような場合は、待期の7日間に加え、3ヶ月間支給されません（これを給付制限といいます。）。

- ① 正当な理由がなく、自分の都合で退職したとき
- ② 自分の責任による重大な理由により解雇されたとき

以上の期間を経過した後に失業の認定を受けた場合には高年齢求職者給付金が支給されます。

支給を受けられる日数と期間及び金額は

給付日数

被保険者として雇用された期間に応じ、**1年未満は30日分、1年以上は50日分**となります。

受給期限

高年齢求職者給付金を受けることのできる期限は**離職した日の翌日から1年間**です。この期限を過ぎますと、それ以後、高年齢求職者給付金は支給されません。

基本手当日額

原則として離職する直前6ヶ月間の賃金の総額を180で割った額（「賃金日額」といいます。）の50%～80%の額となります。ただし、基本手当日額には、最高限度額が定められています。

※ 支給手続きが遅れると最大給付日数分、全てが受けられないことがありますので、早めに手続きを行ってください。

失業の認定を受けるには

定められた認定日の指定された時間に、必ずあなた自身が安定所に来所してください。

高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、安定所から**指定された認定日において失業の状態**にあることの認識を受けなければなりません（これを失業の認定といいます。）。

そして、失業の状態にあったと認定された場合には、高年齢求職者給付金が支給されます。

公共職業安定所一覧表

公共職業安定所名	安定所番号	管轄区域	所在地	電話番号	FAX
四日市	2401	四日市市、三重郡(朝日町を除く)	(510-0093) 四日市市本町 3-95	059 (353) 5566	059 (354) 1921
伊勢	2402	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡(大紀町錦を除く)	(516-8543) 伊勢市岡本一丁目 1-17	0596 (27) 8609	0596 (27) 1384
津	2403	津市	(514-8521) 津市島崎町 327-1	059 (228) 9161	059 (223) 2395
松阪	2404	松阪市、多気郡	(515-8509) 松阪市高町 493-6 松阪地方合同庁舎	0598 (51) 0860	0598 (50) 4186
桑名	2405	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡のうち朝日町	(511-0078) 桑名市桑栄町 1番 2 サンファレ北館 1階	0594 (22) 5141	0594 (23) 2604
伊賀	2406	伊賀市、名張市	(518-0823) 伊賀市四十九町 3074-2	0595 (21) 3221	0595 (24) 2989
尾鷲	2408	尾鷲市、北牟婁郡、度会郡のうち大紀町錦	(519-3612) 尾鷲市林町 2-35	0597 (22) 0327	0597 (23) 2664
熊野 (出張所)		熊野市、南牟婁郡	(519-4324) 熊野市井戸町赤坂 739-3	0597 (89) 5351	0597 (89) 5369
鈴鹿	2409	鈴鹿市、亀山市	(513-8609) 鈴鹿市神戸九丁目 13-3	059 (382) 8609	059 (383) 5594

ハローワーク（公共職業安定所）窓口のご利用について

※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

※職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

※ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。